平成27年第3回今帰仁村議会定例会会議録								
招 集 年 月 日	平成	平成27年9月18日						
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場						
開閉会日時	開議	9月29日 午前10年	寺00分					
及 び 宣 告	閉会	9月29日 午前10年	寺37分					
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和				
	2	上原祐希	9	山 城 太				
出席(応招)議員	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也				
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫				
	5	與 那 勝 治						
	6	吉 田 清 尊						
	7	玉 城 みちよ						
 欠席 (不応招)議員								
会議録署名議員	6	吉田清尊	7	玉 城 みちよ				
職務のため議場	事務局長	小那覇 安 啓	書記	宇茂佐 和 代				
に出席したもの	係長	玉 城 民 枝						
	村長	與那嶺 幸 人	経済課長	島袋輝也				
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田場盛史				
Ub ナ ウ が、シャ が 1 0 1 タ) テ	教 育 長	新城敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子				
地方自治法第121条により説明のため議場に	総務課長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮里晃				
出席した者の職氏名	企画財政課長	當山清巳	会計管理者	與那嶺 敏 秋				
	学校教育課長	田港朝津						
	社会教育課長	与 那 満						
	建設課長	金 城 正 明						

平成27年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成27年9月29日(火曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘要
1	議案第41号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第42号	今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について	討論・採決
3	議案第43号	今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定につ	討論・採決
		いて	
4	議案第44号	今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第45号	平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
6	議案第46号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算につい	討論・採決
		て	
7	議案第47号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ	討論・採決
		いて	
8	議案第48号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について	討論・採決
9	議案第49号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を	説明・質疑 討論・採決
		改正する条例について	
10	認定第1号	平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第2号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ	討論・採決
		いて	
12	認定第3号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に	討論・採決
		ついて	
13	認定第4号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について	討論・採決
14	陳情第4号	県産品の優先使用について (要請)	報告・質疑討論・採決
15	陳情第5号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	報告・質疑討論・採決
16	陳情第6号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳	報告・質疑 討論・採決
		情	+0 4 55 27
17	陳情第7号	今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書	報告・質疑討論・採決

18 陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願 報告 い	簡 要		日程 番号
19 意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書 説言	告・質疑論・採決	報告· 討論·	18
	明・質疑 論・採決	説明・	19
20 附云中UD融版會其中山音(応传文教安良云)	補・採状	打論•	
			20

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。平成27年第3回今帰仁村議会定例会最終日を行いたいと思います。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2.「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」は、 原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題 といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原 案のとおり可決されました。

日程第7.「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、 原案のとおり可決されました。

日程第8.「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」は、原案の とおり可決されました。

日程第9. 「議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

O 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第49号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年9月29日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の事務処理や今帰仁村広報の事務処理に関して、 一部不適切な処理について厳しく受け止め、村長の給料月額及び副村長の給料月額を減額するため、この 条例を提出します。

> 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

5 平成27年11月1日から平成27年11月30日までの間、村長及び副村長の給料月額については、第3条に 定める別表第1の規定にかかわらず、同条別表第1の規定により支給されることとなる額から、その額 の村長及び副村長は100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 議案第49号について、質疑いたします。
 提案理由のほうに今帰仁村広報の事務処理に関してとありますが、その詳細の答弁を求めます。
- O 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明いたします。

質疑の中で、提案理由の広報の事務処理に関してでございますけれども、9月号の広報の中に消防組合の職員採用試験の案内について掲載すべきところが漏れたということでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- O 9番 山城 太君 なぜそのようにされたということが起こったのか、その辺の答弁を求めます。
- O 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明します。

掲載依頼については、9月号に載せるべく消防本部のほうから8月の、記憶しているところでは7日あたりだったと思うんですけど、そのメール依頼がございました。その件に関して、この担当のほうで9月広報に向けての作業の中で、失念した部分もございまして、そのことが直接の原因でございまして、今後、こういうことがないようにチェック体制といいますか、広報依頼のチェック体制の強化をやっていかなくちゃいけないんじゃないかなと、今事務方の責任担当者として、私としてはそのように感じて改善に向けて、課内で今協議しながら全ての情報に関しては決裁を受けていこうということで、指示しているところでございます。以上です。

- O 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- **O 9番 山城 太君** 人間ですから、生き物ですから、必ずミスというのは起こるわけでございますので、そのミスを極力減らすようになお一層の努力、連携体制を構築してもらいたいと思います。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10.「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。 お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すること に決定しました。

日程第11.「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、 認定することに決定しました。

日程第12.「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を 議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採 決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、 認定することに決定しました。

日程第13.「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を採決いたします。 お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」は、認定すること に決定しました。

日程第14.「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

〇 経済建設委員長 與儀常次君

平成27年9月29日

今帰仁村議会議長東恩納寛政殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳情審査報告書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記 陳情報告について

受理番号	件	名	審査結果	意	見	措	置
陳情第4号	県産品の優先	使用について	採択すべき	地場産業の一番	い 近道が「県産		
	(要請)		もの	品の愛用です」。	県産品愛用は地		
				域経済の活性化と	土地域の雇用に大		
				きく寄与しており)、計画の実現に		
				向けて今まで以上	上に全県民一体と		
				なって取り組む必	必要がある。		

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15.「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を議題といたします。 本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

O 総務文教委員長 山城 太君 おはようございます。

平成27年9月29日

今帰仁村議会議長 東恩納寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳情審査報告書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記 陳情報告について

受理番号	件	名		審査結果	意	見		措	置
陳情第5号	「30人以下学紀	吸完全実現」を	<u>-</u>	採択すべき	就学援助児童生	上徒の増加、伯	保護		
	求める陳情			もの	者等の多様な教育	育ニーズ、子	ども		
					たちの学力格差の	の拡大など、	教育		
					現場では困難なり	犬況が表れて	きて		
					おり、学校現場で	では個々に応	じた		
					きめの細かい指	導や、ゆとり	りを		
					もった授業が強	く求められて	てい		

	る。	
	すべての子どもたちが全国どこ	
	に生まれ育ったとしても、等しく	
	豊かな学校教育を受けられるため	
	にはなくてはならない制度であ	
	る。次世代を担う子どもたちの健	
	やかな成長を願い30人以下学級完	
	全実現を強く要請する。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第5号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16.「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を議題 といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

〇 総務文教委員長 山城 太君

平成27年9月29日

今帰仁村議会議長東恩納寛政殿

総務文教委員長 山 城 太

陳情審查報告書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号	件	名	審査結果	意	見	措	置
陳情第6号	外国人の扶養控	除制度の見直	採択すべき	国の制度として	外国人の扶養控		
	しを求める意見	.書の採択を求	もの	除の問題を放置し、	扶養の実態と		
	める陳情			差違がある状態で	所得税や住民税		
				を課税されていない	ハ人が多数生じ		
				ている現状を容認っ	することは、地		
				方公共団体の徴税	権を侵すものと		
				なりかねない。さ	らに非課税とな		
				ることで制度上の位	憂遇措置、大幅		
				な減免を受けるこ	とができるた		
				め、地方公共団体は	は税収減と支出		
				増という二重の財	 		
				れている。			
				こうした問題点	が多数存在し、		
				税負担の公平性を	確保する観点か		
				ら、国外扶養親族	長の原則廃止な		
				ど、扶養控除制度の	の抜本的な見直		
				しを求める。			

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17.「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」を議題といたします。 本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

〇 総務文教委員長 山城 太君

今帰仁村議会議長東恩納寛政殿

総務文教委員長 山 城 太

陳情審查報告書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記陳情報告について

受理番号	件	名	審査結果	意	見	措	置
陳情第7号	今帰仁村民体育	育館の遮光カー	採択すべき	晴れているとき	きはもちろんのこ		
	テン設置に関す	トる陳情	もの	とだが、曇りのE	目でもカーテンの		
				ない窓は明るく、	飛び交うボール		
				が非常に見づらい	>状況にある。 遮		
				光については、ス	スポンジテニス、		
				バドミントン、卓	巨球等も同様の問		
				題を抱えていると	思われる。		
				飛び交うボール	を見やすくし楽し		
				く競技ができるよ	う体育館1階部分		
				の遮光カーテン設	置を求める。		

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第7号 今帰仁村民体育館の遮光カーテン設置に関する陳情書」は、委員長報告のと おり採択することに決定しました。 日程第18.「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」を議題 といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

〇 総務文教委員長 山城 太君

平成27年9月29日

今帰仁村議会議長東恩納寛政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳情審查報告書

本委員会は、9月18日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件名	審査結果	意見	措	置
陳情第8号	平成28年度理科教育設備費等	採択すべき	今年度の理振協会の理科観察実		
	補助金予算増額計上について	もの	験機器充足調査の結果から、まだ		
	のお願い		まだ、小・中・高等学校の理科観		
			察実験機器は不足していることが		
			判明した。児童生徒の思考力・判		
			断力・表現力の育成には、理科観		
			察実験による学習が不可欠であ		
			り、科学的思考を育む教育が理科		
			である観点から充実した理科室環		
			境で観察実験授業を児童生徒に体		
			験させることができるよう理科観		
			察実験機器の整備充実をはかるた		
			め予算増額計上を求める。		

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第8号 平成28年度理科教育設備費等補助金予算増額計上についてのお願い」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19.「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」を議題といたします。 本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

〇 総務文教委員長 山城 太君

意見書第3号

平成27年9月29日

今帰仁村議会議長 東恩納寛政 殿

提出者 山 城 太 賛成者 吉 田 清 尊 " 與那嶺 好 和 " 玉 城 みちよ " 與那嶺 透

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が 多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別でみてみると、稼働

年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いため扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税は介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差違がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月29日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 法務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官

O 議長 東恩納寛政君 「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」を採決いたします。 お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第20. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。 次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時37分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 吉田清尊

署名議員 玉 城 みちよ